

# 答 申 書

平成25年7月24日

安曇野市教育委員会 委員長 須 澤 眞 廣 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 宮 澤 正 士

## 第1 審査会の結論

安曇野市教育委員会が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成24年9月28日付け24教総Aア-9第2号において、「安曇野市教育委員会6月定例会会議録」について安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第7条第5号に該当するとしてこれを非公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立ての経緯及び趣旨

### 1 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成24年9月14日付けで安曇野市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定により、「2012年6月25日開催の教育委員会定例会議事録」に係る公文書の公開を請求した。
- (2) 平成24年9月28日、安曇野市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件情報公開請求に対して、安曇野市教育委員会6月定例会会議録（以下「6月定例会会議録」という。）は本条例第7条第5号の規定する非公開情報に該当し、公開することができないとして非公開とする決定をした上で、異議申立人に通知した（24教総Aア-9第2号）。
- (3) 平成24年10月2日、異議申立人は、本件公文書非公開決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをした。

### 2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、6月定例会会議録が校正前の不完全な状態であっても、公開請求されたのだから、本条例第7条第5号に該当する部分を除いて、部分開示すべきであり、また、非公開決定通知書ではなく、本条例第12条第5項を活用して公開決定期間延長通知書を送付すべきであったというものである。

これに加えて、異議申立人は、6月に開催された会議の議事録を9月28日に至

る3カ月もの長期に渡り、作成しなかったこと自体が怠慢であること、また、国会での質疑の議事録は、校正前の不完全な状態で、質疑者に対して、速報として開示されており、それを国民は、質疑者を通じて入手することが出来るのであるから、校正前の不完全な状態であるからという理由で非開示にすることは許されないことも主張している。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関は、「6月定例会会議録」は、録音された音声データを文書データに起こす作業の過程において音声の不確かで聞き取れない部分や固有名詞等がはっきりせず文章が成り立たない部分がある等の校正前の不完全な状態であり、閲覧又は情報提供の用に供することができないため、本条例第7条第5号に該当し、これを公開することはできないと判断したと説明した。

## 第3 審査会の判断

### 1 審査会の結論

当審査会は、情報公開審査諮問書（平成24年10月19日付け24教総Aア-9第4号）を受理し、本件異議申立てについて、平成24年11月20日及び平成25年7月1日に開催された会議において審査し、かつ平成24年11月20日になされた異議申立人による口頭意見陳述を踏まえて判断したところ、実施機関が、6月定例会会議録について本条例第7条第5号に該当するとしてこれを非公開とした決定は、妥当であるという結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

### 2 6月定例会会議録の不存在

情報公開請求の対象となった公文書は6月定例会会議録である。安曇野市教育委員会定例会の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、安曇野市教育委員会会議規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）によって定められている。

安曇野市教育委員会定例会の会議録について、規則第21条第1項において、「会議録は、委員長が事務局職員の中から教育長の推薦する者に作成させる。」と規定されており、この規定を受けて、安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）第7条第1項第1号に基づき教育委員会の会議に関することについては学校教育課の事務分掌とされていることから、同課の教育総務係長が会議録を作成している。そして、規則第22条において会議録記載事項が規定され、規則第23条において、「会議録には、出席全委員が署名しなければならない。」と規定されている。これらの規則の趣旨を踏まえて、安曇野市教育委員会定例会の会議録は、議事録作成業者により作成された速記録に記載された誤った表現、繰り返しの表現及び曖昧な表現などを実施機関が校正した後、各委員による

確認を経た上で、委員長、教育長を含む出席全委員の署名をもって完成される取扱いとなっている。上記のように、委員長、教育長を含む出席全委員の署名がされた時点をもって会議録は完成するが、会議録として保存するため、出席全委員の署名後、教育長の決裁がなされている。平成24年6月25日に開催された6月定例会会議録は、同年11月9日までに出席全委員により署名がなされ、同日付けで会議録の保存に係る伺書が作成され、同日付けで教育長の決裁がなされた。

異議申立人は平成24年9月14日付けで6月定例会会議録の公開を請求し、実施機関は同年9月28日に本件対象公文書の非公開決定をしたが、同会議録の完成は同年11月9日であるから、情報公開請求の時点においても、また、非公開決定の時点においても、6月定例会会議録は完成しておらず、公開請求の対象である公文書は存在しなかったことが認められる。

なお、異議申立人は、非公開決定通知書ではなく、本条例第12条第5項を活用して公開決定期間延長通知書を送付すべきであったと主張しているが、本条例第12条第5項の「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、(1)一度に多くの請求があり、期間内に検索することが困難である、又は請求のあった公文書の内容が複雑である、(2)請求があった公文書に第三者に関する情報が記録されているため、第三者の意見を聴く必要がある等の理由により同条第3項の決定期間内に公開決定することが困難であるときをいうものであり、公開請求の対象である公文書は存在しなかったことが認められる本件においては「事務処理上の困難その他正当な理由」を見出すことはできず、実施機関が本条例第12条第5項の規定に基づき決定期間の延長をしなかったことが不合理であるということとはできない。

### 3 議事録作成業者の納品した6月定例会速記録の本条例第7条第5号該当性

ところで、本件情報公開請求の時点では、議事録作成業者から、6月定例会における発言を逐語で記録した速記録がすでに納品されている。実施機関は、異議申立人による「2012年6月25日開催の教育委員会定例会議事録」の公開請求に対して、6月定例会会議録の不存在決定ではなく、「同会議録は、校正前の不完全な状態であり、閲覧又は情報提供の用に供することができないため」という理由で非公開決定をしているが、これは、実施機関が、異議申立人が公開請求の対象としている「2012年6月25日開催の教育委員会定例会議事録」に係る公文書の中に「議事録作成業者から納品された6月定例会速記録」も含まれると判断したことが理由であると考えられる。そこで、当審査会は、実施機関の判断を前提として、「議事録作成業者から納品された6月定例会速記録」（以下「本件速記録」という。）が本条例第7条第5号の規定する非公開情報に該当するかどうかについて検討することにした。

本条例第7条第5号は、「実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報

であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とすることを規定している。

本件速記録は、会議録が完成するまではその内容の正確性が必ずしも十分に担保されておらず、発言を逐語に記載しているために誤記や表現上の誤り等により、真意が市民に正しく伝わらず、無用の批判や誤解等を招くおそれがあることも否定し難いところである。また、確定手続を経ていない本件速記録を開示すれば、安曇野市教育委員会委員との信頼関係が損なわれ、その結果、率直な意見が表明されず、自由闊達な意見交換による議論が展開されないなど、会議が形骸化するおそれも考えられる。

以上のとおり、会議録の性質を考慮すると、本件速記録を公にすることにより、会議録の作成業務又は会議運営事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本件速記録は本条例第7条第5号に該当するものと認められる。したがって、実施機関が、本件速記録は本条例第7条第5号の規定する非公開情報に該当し、公開することができないと判断したことは妥当である。

なお、異議申立人は「国会での質疑の議事録」に言及しているが、日本国憲法第57条第2項の「会議の記録」とは、両議院の本会議の内容の全てを忠実に記録した文書であり、この記録の主要な内容は、会議の議事を速記法によって記録したものであるのに対して、安曇野市教育委員会の会議録に記載される事項は、教育長等の報告の要旨、議題及び議事の概要等であり、教育委員会の会議録は、本会議の議事の速記録を会議録の主要な内容とする両議院の会議録とはその性質が異なり、両者を比較することはできないといわなければならない。

#### 4 安曇野市教育委員会定例会の会議録の作成に要する時間

異議申立人は、平成24年6月25日に開催された会議の議事録を同年9月28日に至る3カ月もの長期に渡り、作成しなかったこと自体が怠慢であると主張しているので、当審査会は、安曇野市教育委員会定例会の会議録の作成に要する時間についても、実施機関による非公開決定の可否とは直接の関係はないが、念のために検討しておくことにした。

実施機関の説明によれば、安曇野市教育委員会定例会の会議録が完成するまでの過程は、速記録の作成を業者に委託している平成24年4月以降は、次のとおりである。(1) 定例会の会議内容を専用録音機により録音する。(2) 翌日以降、音声データを速記録の作成業務を委託している議事録作成業者に送信する。(3) 20日から30日後、作成業者から、会議における発言を逐語で記録した速記録が納品される。(4) 実施機関は、その速記録に記載された誤った表現、繰り返しの表現及び曖昧な表現などを校正する。また、資料を読み上げただけの部分を「資料読み

上げ」としたり、特定の個人を識別できる情報など公開できない部分を「非公開」として置き換えたりする作業を併せて行う。校正などの作業の完了には、20日から30日程度を要する。(5)その後、学校教育課、学校給食課、社会教育課など定例会出席の各課に回付し、必要があれば、修正する作業を行う。回付及び(必要な場合の)修正の作業を終えた後、各委員による確認を経て、出席全委員による署名がなされる。出席全委員による署名に至るまで10日から15日程度を要する。(6)その後、会議録の保存のために教育長が決裁をする。教育長の決裁に至るまで5日程度を要する。

以上の説明によると、安曇野市教育委員会定例会の会議録は、通常は、55日から80日程度で完成することになる。実施機関の説明によると、議事録作成業者の速記録においては、不明瞭で認識できない音声は×に、氏名などの固有名詞の漢字はカタカナに置き換わっているために、これらの箇所を修正する作業や、文章として繋がっていない箇所を修正する作業を、発言者に確認しつつ、行う必要があり、また、すでに述べたように、資料を読み上げただけの部分を「資料読み上げ」としたり、児童生徒の個人的な問題などの公開できない部分を「非公開」として置き換えたりする作業を併せて行う必要があるから、校正作業に相当の時間を要することを否定することはできない。したがって、安曇野市教育委員会定例会の会議録の完成に55日から80日程度を要することが合理性を欠くとはいえないことは明らかである。

もっとも、6月定例会会議録の完成には4カ月以上を要している。実施機関の説明によると、会議録の作成に、特に校正作業に通常よりも時間を要したのは、当時、実施機関において教育委員会定例会会議録のホームページ上での公開に向けて種々の検討をしており、議事録の記載方法等について慎重な検討をしていたためである。この説明を前提とする限り、6月定例会会議録の完成に通常以上の時間を要したのは過渡的現象であり、実際、会議録作成の作業時間はすでに改善されている。

## 5 結論

以上のことから、当審査会としては、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第4 審議経過

平成24年10月22日	情報公開審査諮問書を受理(平成24年10月19日付け24教総Aア-9第4号)
同年11月20日	異議申立人・実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年7月1日	審議

以上